

栃ト協 発 第 1 7 号  
平成 2 1 年 4 月 1 5 日

会 員 各 位

社団法人 栃木県トラック協会  
会 長 関 谷 忠 泉  
(公 印 省 略)

## 平成 2 1 年度安全性評価事業に係わる事前説明会の開催について

拝啓 時下ますますご清祥の事とお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対し格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、(社)全日本トラック協会において、利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするための環境整備を図るため、事業者の安全性を正當に評価し、認定し、公表する見出しの事業を平成 1 5 年 7 月からスタートさせております。

つきましては、今年度において、本事業への申請を希望または検討される事業所(平成 1 9 年度認定事業所含む)を対象とした説明会を下記により開催する事と致しましたので、説明会への参加を希望される方は別紙にて、5 月 8 日(金)までに F A X によりお申し込みいただきますようご案内申し上げます。また、参加を希望する事業所においては、1 事業所あたり 2 名までとさせていただきます。

敬具

### 記

- 1 . 日 時 平成 2 1 年 5 月 1 5 日(金) 1 4 : 0 0 ~ ( 1 3 : 3 0 受付)
- 2 . 場 所 (社)栃木県トラック協会 研修室  
宇都宮市八千代 1 - 5 - 1 2  
T E L 0 2 8 - 6 8 4 - 5 8 8 2 F A X 0 2 8 - 6 8 4 - 5 8 8 9

### < 安全性評価事業に係わる留意すべき事項 >

#### 申請資格

- 1 ) 事業開始後(運輸開始後)3 年を経過していること。
- 2 ) 配置する事業用自動車の数が 5 両以上であること。
- 3 ) 法に基づく認可申請、届出、報告事項が適正になされていること。  
例：営業所・車庫等の位置、営業報告書・事業実績報告書等の届出  
配置車両数等
- 4 ) 社会保険等への加入が適正になされていること。  
所属する従業員(要件を満たすパート・アルバイトも含む)がもれなく労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険に加入されておりかつ各保険料についての納付が適正になされている事が条件です。  
一人でも未加入の方がいる場合、又は必要な保険料が納付されていない場合は認定されません。

# < 出 席 通 知 書 >

( 社 ) 栃 木 県 ト ラ ッ ク 協 会  
適 正 化 事 業 部 行  
( F A X 0 2 8 - 6 8 4 - 5 8 8 9 )

5 月 1 5 日 ( 金 ) 午 後 2 時 から 栃 木 県 ト ラ ッ ク 協 会 で  
開 催 さ れ る 安 全 性 評 価 事 業 に 係 わ る 説 明 会 に  
出 席 し ま す 。

会 社 名

---

事 業 所 名

---

氏 名

---

氏 名

---

1 事 業 所 あ た り 2 名 以 内 と さ せ て い た だ き ま す 。

お 手 数 で す が 下 記 い ず れ か に 印 を 記 入 し て く だ さ い 。

平成 1 9 年 度 認 定 事 業 所 で あり 更 新 申 請 を 希 望	新 規 に 申 請 を 検 討